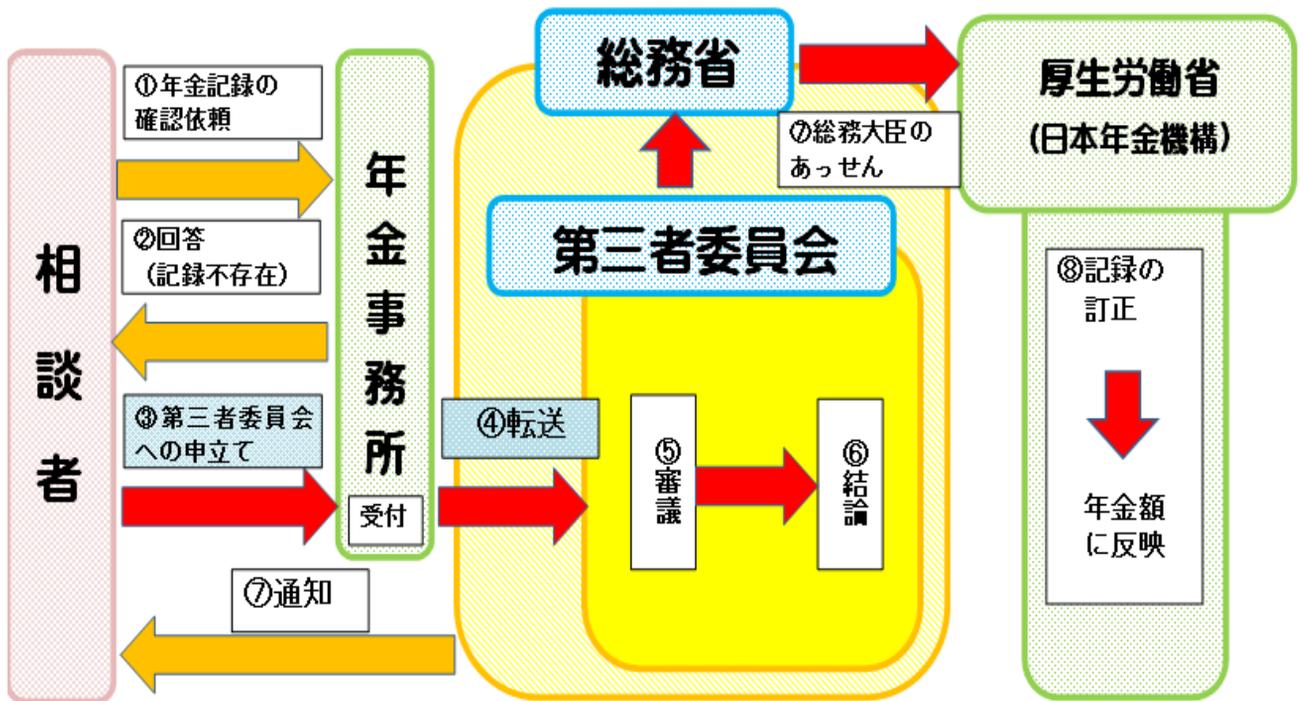


平成23年度 年金記録確認第三者委員会の活動の状況

【年金記録確認第三者委員会とは】

- 年金記録問題への対応の一つとして、年金記録の訂正の申立てについて国民の立場に立って公正な判断を示すことを任務とし、平成19年6月、総務省に当分の間置くこととされた審議会
- 総務大臣は、第三者委員会の判断結果に沿って、厚生労働大臣に対し、年金記録の訂正をあっせん
- 中央委員会(本省)(委員長:高野利雄弁護士(元名古屋高等検察庁検事長))及び全国50か所に地方委員会が置かれ、平成24年4月11日現在、684人の委員が任命され、年金記録の確認の申立てについて審議



※ 次ページ以降のデータは、平成24年3月31日現在の速報値で、今後、修正があり得る。

1 委員会発足以降の申立ての処理状況

○ 発足以来の累計では、248,415件の申立てを受け付け、241,351件を処理 (速報値)

(第三者委員会での処理221,535件、日本年金機構段階での処理(※) 19,816件)

※ 記録訂正の申立てのうち、定型的に処理できる一定の条件に当てはまるものについては、第三者委員会に転送されず、日本年金機構段階で処理(記録訂正)されている。

○ 累計受付件数に対する処理率は97.2%

年度別／累計の申立て受付・処理件数及び処理率

年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度 (速報値)
当該年度の受付件数 (対前年比)	50,752 -	49,807 (98.1%)	60,374 (121.2%)	59,912 (99.2%)	27,570 (46.0%)
当該年度末時点の 累計受付件数(①)	50,752	100,559	160,933	220,845	248,415
当該年度の処理件数 (対前年比)	5,792 -	56,677 (978.5%)	61,092 (107.8%)	68,809 (112.6%)	48,981 (71.2%)
うち日本年金機構 段階で処理	-	2,943	3,740	6,290	6,843
うち第三者委員会 で処理	5,792	53,734	57,352	62,519	42,138
当該年度末時点の 累計処理件数(②)	5,792	62,469	123,561	192,370	241,351
うち日本年金機構 段階で処理	-	2,943	6,683	12,973	19,816
うち第三者委員会 で処理	5,792	59,526	116,878	179,397	221,535
当該年度末時点の 処理率(②÷①)	11.4%	62.1%	76.8%	87.1%	97.2%

○ このうち年金記録の回復が図られたものは109,952件 (速報値)

(本人取下げ処理分を除いた処理件数220,692件の49.8%)

* 第三者委員会の調査審議により記録訂正 100,336件

(本人取下げ分を除いた第三者委員会での処理件数211,076件の47.5%)

* 日本年金機構段階で記録回復 9,616件

2 平成23年度の申立ての受付及び処理状況

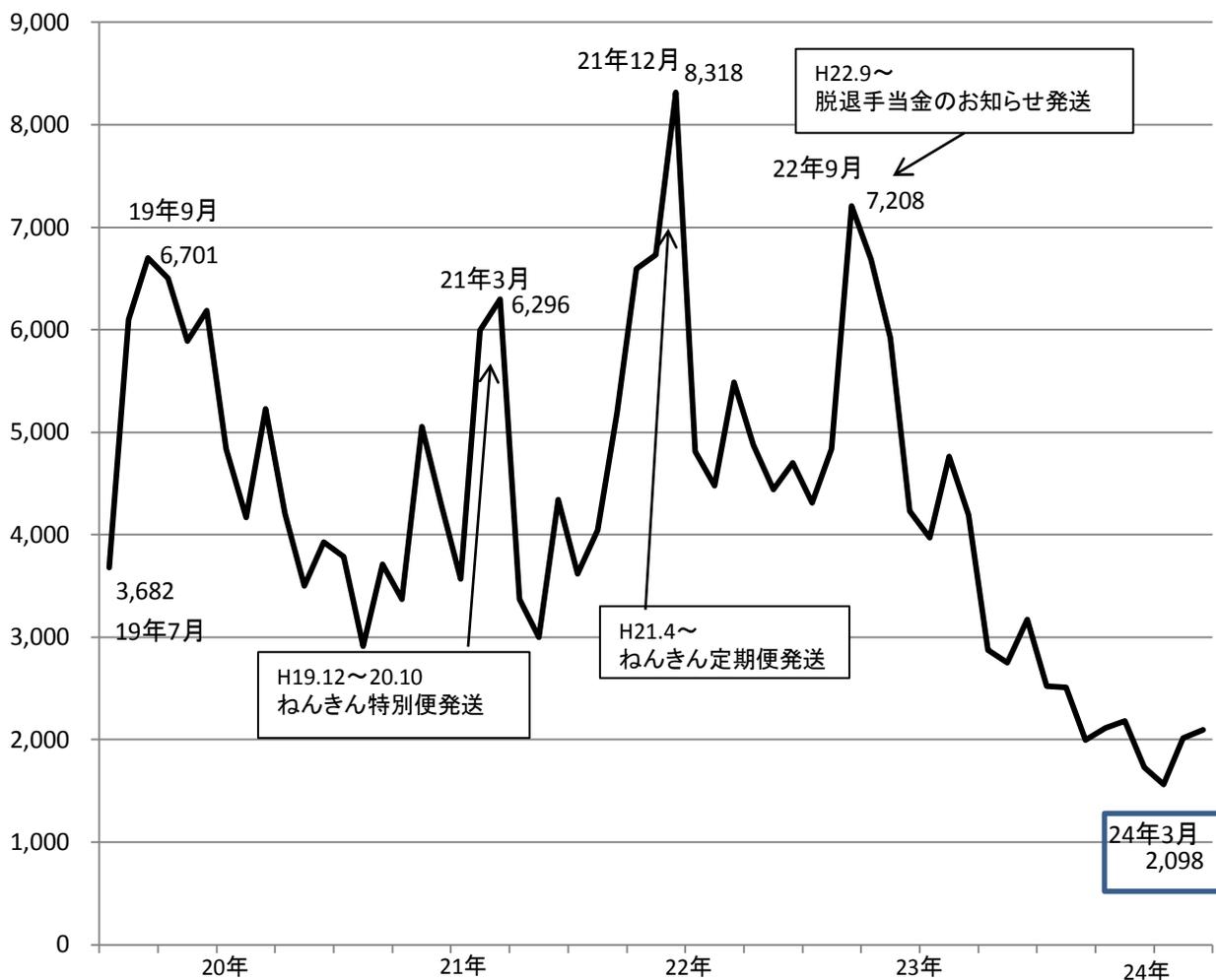
○ 平成23年度の申立て受付は27,570件 (速報値)

前年度59,912件から54%の減少。年度別では発足以来最少

○ 平成22年9月以降、申立て受付件数は大きく減少の傾向

24年3月の受付件数は2,098件(速報値)で、ピーク時(21年12月:8,318件)の約1/4まで減少

月ごとの申立て受付件数推移



○ 平成23年度に受け付けた27,570件のうち、20,524件(74%)^(速報値)の処理が終了

→ 昨年同時期(22年度終了時点)での22年度受付事案の処理率は53%

- * 第三者委員会での処理 14,864件
- * 日本年金機構段階での処理 5,660件

・ 平成23年度には22年度以前の受付分も含め、48,981件^(速報値)を処理

- * 第三者委員会での処理 42,138件
- * 日本年金機構段階での処理 6,843件

・ このうち年金記録の回復が図られたものは24,714件^(速報値)
(本人取下げ処理分を除いた処理件数45,505件の54.3%)

- * 第三者委員会の調査審議により記録訂正 19,651件
(本人取下げ処理分を除いた第三者委員会での処理件数40,442件の48.6%)
- * 日本年金機構段階で記録回復5,063件

3 要処理残件数

○ 要処理残件数^(※)は7,064件まで減少

→ 22年度末の約28,500件から約21,400件の減少

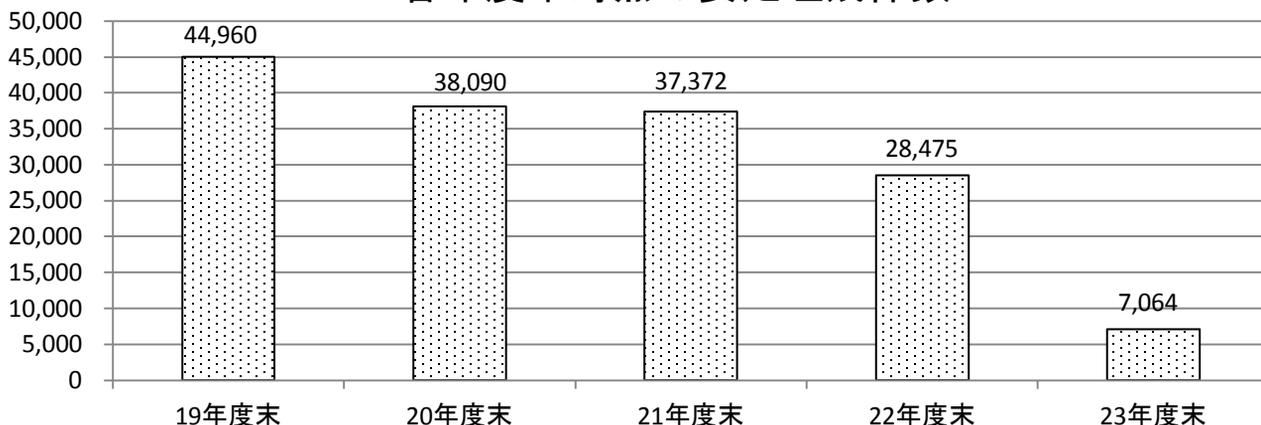
19年度末(約45,000件)の約16%にまで減少

→ いわゆる「処理着手待ち」となっている事案はほぼ無くなっている状態

※ 要処理残件数

= 年金事務所での受付件数 - (日本年金機構段階での処理件数 + 第三者委員会での処理件数)

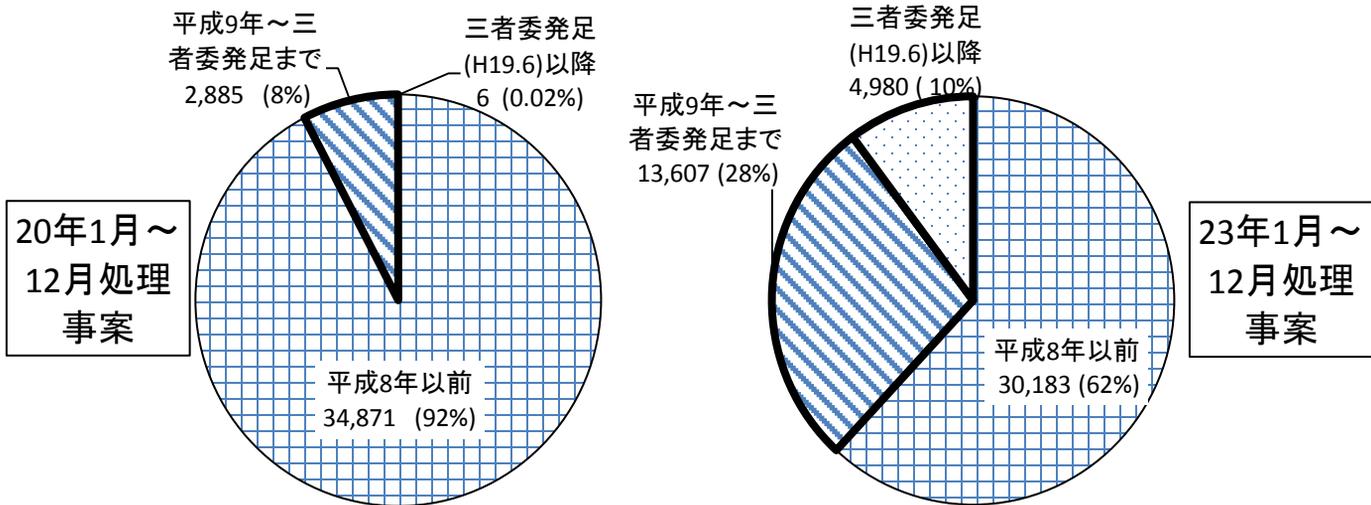
各年度末時点の要処理残件数



4 最近の申立事案の状況

- 委員会設置当初は、古い時期の年金記録についての申立てが大半だったが、最近は、**新しい時期（平成9年以降^(注1)）の年金記録**についての申立てが増加

(申立ての対象となった時期(申立期間)の数^(注2))



(注1) 平成9年から基礎年金番号が導入され、それまで制度間で異なった番号で管理されていた各人の年金記録を統一的に管理。これにより、保険料納付記録は基礎年金番号と紐づいて管理されることになったため、国側の事務誤りが減少。

(注2) 1回の申立てにおいて複数の期間について訂正を求めている場合もあるため、各年度の「処理事案数」と「申立ての対象となった時期(申立期間)の数」は異なる。

- 最近の申立ては、加入者に対して継続的に日本年金機構から送付されている「ねんきん定期便」を契機としたものが中心

24年2月～3月に第三者委員会で調査を開始した事案から抽出して、その申立人に「申立ての契機」を尋ねたところ、333件中143件(43%)が「ねんきん定期便」を契機と回答。

- 第三者委員会設置当初は、既に年金を受給している者からの申立てが大半だったが、最近は、**現役世代(年金を受給していない者)からの申立てが増加**

